

## 第2節 世界のルール形成の動き

### (1) WTOにおけるルール形成

#### ■ MC12後の1年、次回MC13に向けた動き

WTOでは原則2年に一度、最高意思決定機関である閣僚会議が開かれ、次回は2024年2月にアラブ首長国連邦アブダビにて第13回閣僚会議(MC13)が予定される。2023年は、前回2022年6月のMC12(2022年版ジェトロ世界貿易投資報告第Ⅲ章第2節(1))での決定事項の進捗確認と、MC13に向けた議題設定の年となる。

MC12の代表的な成果として漁業補助金協定の一応の採択が挙げられる。2013年採択の貿易円滑化協定以来の、WTO全164加盟国間で合意したルールとなるが、合意された条文では過剰漁獲能力・過剰漁獲をもたらす補助金、例えば、漁船近代化補助金、燃料補助金などが禁止される範囲、また途上国に認められる特別かつ異なる待遇など、細部は積み残しとなった。採択された協定文の末尾にあたる第12条は、本協定の発効から4年以内に包括的な規律が採択されない場合、協定は直ちに効力を失うと規定し、残る論点のルール化へ退路を断った制度設計となっている(ただし閣僚会議に準ずる意思決定機関である一般理事会がこれを覆す決定を行った場合はその限りでない)。2023年7月4日時点で、漁業補助金協定の批准を完了したのは米・中・EU・日本など12加盟国・地域となっている。特に、米国が2023年4月に主要先進国の先頭を切って批准を完了させ、他の加盟国に協定の早期批准と積み残し部分の前進を呼び掛けている点は、米国のWTOへの前向きな関与を示す動きとしてWTO交渉関係者間では好意的に捉えられている。

MC12では、新型コロナワクチンの製造と供給に必要な特許を、必要な範囲で特許権者の許諾無しに使用できることを柱とするTRIPS協定に関する閣僚決定も採択した。同決定(8項)では、ワクチンだけでなく、新型コロナ用診断薬および治療薬の製造と供給にも同様に同協定義務の免除を拡大することについて、決定から6カ月以内に判断すると定められていた。しかし2023年6月末時点で、この判断は示されておらず、MC12のフォローアップが徹底されていないことの証左となっている。

G7広島サミットの首脳コミュニケでの貿易に関する項目(30.)では、MC12関連でWTO改革、漁業補助金の迅速な発効および包括的合意を達成する追加規定のほか、電子的送信に対する関税不賦課(モラトリアム)の恒久化を求めている。関税不賦課の慣行は1998年以降、閣僚会議の度に次の同会議までの延長を繰り返してきたが、

MC12では一部途上国が延長自体に難色を示し、恒久化はさらに高いハードルとみられている。

#### ■ 有志国による共同声明イニシアチブの動向

WTO全加盟国・地域による意思決定だけでなく、2017年のMC11で採択された、共同声明イニシアチブ(JSI)と呼ばれる、有志国の参加によるルール形成も漸進的に成果が見えつつある。既に2021年12月に交渉妥結したサービス貿易にかかる国内規制ルールに続き、開発のための投資円滑化ルール(以下、投資円滑化)交渉が2023年7月に妥結した。投資円滑化は、投資受け入れ国の規制や奨励措置の透明性、行政手続き効率性向上に主眼を置いた枠組みで、途上国を中心とした非公式対話を土台にして2020年9月に交渉を開始し、現在チリと韓国が共同議長国を務め、JSIの中で最多の110以上の加盟国・地域が交渉に参加してきた。

図表Ⅲ-25 開発のための投資円滑化協定案の構成

節立て	主要な要素
第Ⅰ節 対象範囲および一般原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的、適用範囲、市場アクセスの除外</li> <li>・投資家対国家紛争解決(ISDS)の除外</li> <li>・国際協定との関係(本協定と投資協定とが相互に独立)</li> <li>・最恵国待遇原則</li> </ul>
第Ⅱ節 投資措置の透明性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資措置および関連情報の公表、オンライン上でのアクセス</li> <li>・措置案の事前公表とコメント機会の確保</li> <li>・単一の情報ポータル</li> <li>・WTOへの通報</li> </ul>
第Ⅲ節 行政手続きの合理化と迅速化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可手続きの一般原則</li> <li>・申請の処理手続き、許認可手数料、オンライン上での申請受付</li> <li>・権限を持つ当局の独立性</li> <li>・申立制度または審査制度</li> </ul>
第Ⅳ節 照会所、国内規制の一貫性、越境協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資家および潜在的な投資家を支援する照会所の設置</li> <li>・国内規制の一貫性の促進</li> <li>・国内サプライヤーの情報データベースの整備</li> <li>・投資円滑化に関する越境協力</li> </ul>
第Ⅴ節 開発途上国および後開発途上国のための特別かつ異なる待遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別かつ異なる待遇の一般原則</li> <li>・カテゴリーに基づく通報および実施</li> <li>・技術支援およびキャパシティ・ビルディング</li> </ul>
第Ⅵ節 持続可能な投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任あるビジネス規範</li> <li>・汚職に対する措置</li> <li>・WTO開発のための投資円滑化委員会の設置</li> </ul>
第Ⅶ節 制度的事項・最終規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例外条項(一般的例外、安全保障例外、金融例外)</li> <li>・紛争解決規定</li> </ul>

[出所] WTO事務局資料(2023年1月時点)から作成

2022年12月に参加国に展開された協定案は7つの節から構成されている(図表Ⅲ-25)。第Ⅰ節一般原則では、本協定が、市場アクセスや投資保護、政府調達を対象としないことや、投資家対国家紛争解決制度(ISDS)も扱わないことを明示している。また第Ⅴ節では貿易円滑化協定をモデルとして、同協定で採用された途上国のための特別かつ異なる待遇の規定に準じ、途上国が協定の義

務の履行に必要な準備期間と能力を考慮して、履行のタイミングを3段階で設定できるほか、キャパシティ・ビルディングを求めることができるなど、開発のためのメカニズムが重視されている。こうした途上国への配慮や、投資受け入れ国の主権制限に関わるセンシティブな内容を含めないことで、主要国では米国が不参加ではあるものの、20の後発開発途上国を含む70以上の途上国が参加する幅広く受け入れやすい枠組みとなっている。踏み込んだ内容と言えるか評価は分かれるが、WTOが説明するとおり、投資円滑化は持続可能な開発目標の実現に貢献するイニシアチブの一つとみることができる。

同じくWTOの枠組み下で進むJSIとして、電子商取引の貿易関連の側面に関するルール作りがある。2019年1月に交渉を開始、2023年6月時点で89カ国・地域が参加する。日本、シンガポール、オーストラリアが共同議長国を務め、米国と中国も当初から参加する枠組みだ。2023年に入り集中的な交渉会合が重ねられている（本節（2）参照）。2023年3月末の交渉会合では議長国が参加国に対し、より柔軟で創造的な発想とリーダーシップが必要となると呼びかけた。同5月の交渉会合でもデータフローやデータ・ローカライゼーションなどの論点で、少数国で開発の側面などが話し合われた。残る論点も多い中、2023年内の実質妥結という目標を達成するのは容易ではなく、一層踏み込んだ取り組みが必要となる。

JSIには数えられていないものの、2020年代に入り、WTOでは持続可能性に関する取り組みとして「貿易と環境の持続可能性に関する体系的議論」(TESSD)、「プラスチック汚染および環境的に持続可能なプラスチック貿易」(IDP)、「化石燃料補助金改革」(FFSR)が立ち上がっている。TESSDは74加盟国・地域が参加し、2023年3月の会合では貿易関連の気候対策措置、環境物品とサービス、循環型経済、補助金の4作業部会で論点整理や、他の国際機関との情報交換を進めた。IDPは76カ国が参加して、MC13に向けてプラスチック汚染への取り組みで何らかの政治声明を出すことを目標に議論を重ねている。直近の2023年5月の会合では、共同議長国モロッコよりMC13で合意を目指す事項として、世界税関機構(WCO)と協力してHSコードの改正によりプラスチックライフサイクルを通じた製品の追跡可能性を改善し、廃棄物の削減に貢献することなど、他機関との協力を柱の一つとする草案が提示された。米国は2021年から参加するTESSDに続き、2023年3月にIDPへの参加を表明した。FFSRは48加盟国・地域が参加。2023年2月の会合では、化石燃料補助金改革の社会的影響や開発の側面について意見交換し、2022年6月の閣僚声明で確認したとおりWTOでこの問題を進展させる具体的な選択肢を示すことを含め、

MC13にて何らかの結果を出すべく取り組むとした。

## ■ WTO改革に向けた加盟国の意識高まる

MC12では成果文書にWTO改革へのコミットが明記され、中でも紛争解決制度については2024年までに全ての加盟国が利用できる完全かつ良く機能する制度の実現を目的に議論することが盛り込まれた。2023年5月の一般理事会では公式文書として提出された6つのWTO改革関連文書、①包摂性の改善（提案者：米国、台湾など）、②WTOの監視機能と審議機能を再活性化するための諸機関の改善（カナダ、英国など）、③WTOがグローバルな貿易政策課題に対処するための審議機能の強化（EU）、④貿易と開発委員会の機能（インド）、⑤WTO閣僚会議の価値の最大化（オーストラリア）、⑥WTO設立30年となる2025年までに達成すべき手続的改善をまとめた30の提案（インド）、が紹介された。米国は2023年4月に一般理事会の機能改善に関する提案も提出した。中国も同5月、閣僚会議と一般理事会の機能に関する独自提案を行った。その他、南アフリカ共和国（南ア）が同5月、知的財産権の扱いに絞った提案を提出。大きく分けると、WTOの機構改革および行政的手続きの見直しと、WTOで扱うべき議題に関する提案、の2点に整理することができる（図表Ⅲ-26）。

機構改革では、紛争解決制度だけでなく、ルール形成機能の回復を図るべく、2年に1度の閣僚会議による意思決定への負担集中から、一般理事会による意思決定を改善させることなどが提案されている。例えば米国は、一般理事会会合では、過去に提案された議題が大きな変更なく繰り返し取り上げられる結果、新しい議題が深掘りできていないとし、同会合で新しい提案を優先的に扱うことを提案。中国も自身の提案でこの内容に同意を示した。またオーストラリアは、漁業補助金協定交渉で2021年中ごろに実施したように、アドホックな閣僚会議を事務局長が招集できる体制作りを提案した。行政的手続きの改善では、インド提案に手続き規則自体の改正や、デジタルツールの活用などが含まれる。中国の提案では、WTO事務局自体の裁量や権限の強化を提案した。

WTOで扱うべき議題では、EUの提案で、各国が気候変動対策や生物多様性など環境目的で実施する措置が、貿易に及ぼす影響について情報交換するなど、既存のWTO貿易と環境委員会の役割を強化することを提案。EUも、炭素国境調整メカニズムやエコデザイン規則（第Ⅳ章参照）といった自身の措置について透明性を確保し、理解を深めていく用意があると説明した。またEUは、補助金を含む国家による産業部門への支援・介入について、透明性を高める取り組みを提案した。その他、南ア提案で

は、WTO・TRIPS理事会に電子商取引に関連して生じる知的財産権の論点を検証し報告することを求めた1998年策定の電子商取引作業計画について、SDGsなど現在の課題と、データ経済やAIの発展など技術の進歩を考慮して、電子商取引のとりわけ開発途上国への影響について検証を深める必要があるとしている。南アは1998年のMC2で合意された電子送信に対する関税不賦課原則の恒久化に慎重な姿勢を示している。

一般理事会では、WTOの機構の機能や手続きに関する事項に焦点を当てて、2023年秋以降、集中的な議論を行う予定。WTOのロゴジ・オコンジョ＝イウェアラ事務局長は「議論は正しい道を進んでいると思う」と改革の方向性を評価した。

### ■ WTO紛争解決と多国間暫定上訴仲裁（MPIA）

WTO紛争解決制度の上級審である上級委員会（以下、上級委）が2019年12月に機能停止となり、第一審に相当する小委員会（パネル）の機能は維持されているものの、2020年以降、制度の利用は低下をたどっている。紛争解決機関への協議要請件数は、2018年に39件、2019年に19件、2020年は5件、2021年は9件、2022年は8件、2023年は6月末時点で2件にとどまっている。

2022年に出されたパネル報告の中では、米国の鉄鋼およびアルミニウム輸入に対する追加的関税措置（中国、ノルウェー、スイス、トルコの申し立て）が、経済安全

保障の観点で注目された。この事案では、米国は鉄鋼過剰生産の状況下で自国の措置はGATT協定第21条が規定する「戦時その他国際関係の緊急時」に当たると判断し、当事国の判断は尊重されなければならない、と主張。しかしパネルは「戦時その他国際関係の緊急時」にあるかは客観的な事実としてパネルが審査することが可能だとし、本件は国際関係の問題ではなく米国国内産業の問題であり、国際関係の緊急時に該当しないと結論付けた。専門家は「安全保障を偽装する貿易制限措置は正当化しないことが明確にされ、GATT第21条が保護主義の歯止めとして機能した」と評価<sup>39</sup>。しかし、米国が本件を「空上訴」したため、本パネル報告は採択されなかった。なお、米国の同措置に関するWTO紛争ではインドとロシアも別途申し立てを行っていたが、2023年6月、インドと米国との間ではパネル手続きを終了することで両者が合意、またロシアは同月、パネル手続きを停止する意向をWTOに通知した。

上級委の機能停止に伴う「空上訴」が20件程度発生し、紛争解決制度の利用も低迷する中で、紛争解決制度改革は、WTO改革の中でも多くの加盟国にとって優先度の高い論点となっている。上級委員の選考プロセスを阻止して上級委の機能停止を招いた米国は、2022年5月～2023年1月にかけて紛争解決制度改革の非公式会合を主導したのち、2023年4月に非公開の紛争解決制度改革案を提示した。米国の立場は2020年2月にUSTRが公表した「WTO上級委員会に関する報告書」に詳述されている。改革案もその線に従い、①上級委が権限を逸脱してWTO加盟国の権利義務に関わる判断を行ってきたとする主張や、②上級委の判断には先例としての拘束性はないにもかかわらず、そのような扱いがとられてきた点、③WTO事務局が紛争解決パネルや上級委の報告書作成において実質的な役割を担っている点、④パネル報告書を紛争当事国の一方が不服とする場合、実質上、自動的に上級委に紛争が付託される制度であることへの異議、といった米国の主な主張が反映された内容とみられる。

2023年5月のWTO紛争解決機関会合では、同年3月以降、紛争解決制度改革の非公式会合のファシリテーターを務めるグアテマラの政府代表から進捗報告があった。同3月以降、会合は多様なレベルでインテンシブに進められており、約70の提案が提出されているという。MC12の合意文書では紛争解決制度改革のタイムラインは「2024年までに」と設定されており、EUなどはMC13までに解決策を見出すと主張するものの、結論には時間を要

図表Ⅲ－26 WTO改革の主な国別の提案

国・地域	WTO改革に関する動きと主な立場
米国	2022年5月～2023年1月にかけて、紛争解決制度改革に関する非公式会合を主導。2023年4月に独自の紛争解決提案および一般理事会改革案を提起。二審制からなる現行の紛争解決制度の抜本的な見直しを求める
EU	2023年2月、①国家による産業政策としての支援策への貿易政策の観点からの関与、②貿易とグローバルな環境上の課題に対する対処、③貿易における包摂性を高めるための取り組みについて独自提案を発表。紛争解決制度改革はMC13までの成果を目指す
英国	後発開発途上国（LDC）ステータスからの卒業のように「収穫しやすい果実」について優先的に取り組みMC13で成果を出すべき
カナダ	JSIへの関与だけでなく、機構改革や、電子商取引について全加盟国での作業部会の活性化について他の加盟国・地域とともに積極的に提案
中国	開発のための投資円滑化協定をはじめ、各種JSIに積極的に参加。2023年5月、閣僚会議および一般理事会の機能改善を提案
インド	2023年5月、WTO設立30年までに達成すべき30の提案を発表。既存の枠組みを維持しつつ、実務的な改善案を提示。既存の交渉議題が解決することなく新しい議題に取り掛かるべきではないというスタンス
南ア	1998年電子商取引作業計画のTRIPS協定上の義務との関係について、知財権が途上国のデジタル化を阻害しない観点で明確化を求める提案

〔出所〕WTO事務局資料および各種報道から作成

39 福永有夏「経済安全保障とルールに基づく国際秩序」（『貿易と関税』2023年5月号）

図表Ⅲ-27 多国間暫定上訴仲裁アレンジメント (MPIA) の特徴

論点	課題・批判	MPIAの事例
争点の絞り込み	上級委員会の判断が紛争解決に必要な範囲を超えている	事前に紛争の解決に必要な法的論点のみに絞り込んで仲裁廷が審理
審理の迅速化	上級委員会は、90日以内に報告書を出すとして規定されているにも拘らず、大幅に遅れている	3人の仲裁人決定から2カ月程度と比較的短期で仲裁判断に至る
司法判断の質の確保	上級委員会報告書の原案はWTO事務局スタッフにより起草されており「質的な問題がある」との批判	国際的に認知された10人の専門家から構成された仲裁人リストからランダムに3名を選出
パネル判断の「空上訴」	WTO紛争解決パネルの報告書を、機能停止中の上級委員会に上訴することで実質的に無効化される事態が発生	MPIA参加国間の紛争では、空上訴を回避し、拘束力のある二審制の司法判断を維持

〔出所〕欧州委員会資料および各種報道から作成

するとみられ、MC13で一定の進展を確認しつつ、2024年内の改革実現を目指す。

従って、当面の間、紛争解決パネル報告書に異議がある場合、紛争解決了解 (DSU) 第25条に基づく仲裁手続きが代替の上訴手段となる。その枠組みとして2020年4月に設立された多国間暫定上訴仲裁アレンジメント (MPIA) は、2023年3月に日本が参加したことで、EUおよび加盟国を含め、53カ国・地域からなる枠組みとなった。2022年12月にはコロンビアによるEU産冷凍ポテトフライへのアンチダンピング措置の問題点に関する紛争で、MPIAに基づく初めての仲裁判断が公表された。従来の上級委に対しては申し立てから報告書送付まで90日という期限を大幅に超えているとの批判があるのに対し、MPIAでは紛争の解決に必要な法的論点の解釈に限定して審理を行うなど手続き的な改良の結果 (図表Ⅲ-27)、本件では3人の仲裁人決定から2カ月程度と比較的短期間での判断が可能になった、と判断公表を受けたEUはコメントした。その他、MPIAに不参加のトルコもEUの鉄鋼セーフガード措置についてパネル報告を上訴する場合はDSU第25条の仲裁手続きを利用することでトルコ・EU両者が同意していた。結果的にWTOパネル報告をいずれの当事者も上訴しなかったため、仲裁手続きには至らなかったが、このようにMPIA参加国でなくても、当事者間の同意により、仲裁による上訴は可能である。

## (2) デジタル貿易ルール

### ■ 自国の政策目的に基づくデータ管理規則が増加

通信網の5Gへの移行、IoTやAI技術の普及に伴い、経済・社会のデジタル化が急速に進展し、データの越境移転を伴うビジネスも著しく多様化している。それらのビジネスの健全性や効率性、ならびに消費活動の安全性を

確保するためには、国境を超えるデータの流通に関する多国間の国際ルールの形成が急務である。他方、アジアを中心とする一部の国・地域において、自国・地域の消費者や産業の保護、国家安全保障の確保など各々の政策目的の下でデジタル関連規制を導入する動きが目立つ。企業の立場では、国ごとに異なる規制の範囲や法令要件遵守のための手続きの複雑さが、ビジネスの障害になっている実態がある。

スイスの非営利団体、ザンクトガレン貿易繁栄基金が、国境を越えるデジタル取引に影響する可能性のある政策変更などを記録する「Digital Policy Alert」によれば、特に2020年以降、各国政府によるデータ管理に該当する規則が数多く導入されている (図表Ⅲ-28)。

同データベースが補足する各国・地域のデータ管理規則を発効年別の件数で見ると、2019年の28件から、2020年は103件、2021年は216件、2022年は239件と、3年間で大幅な増加傾向が見られる。

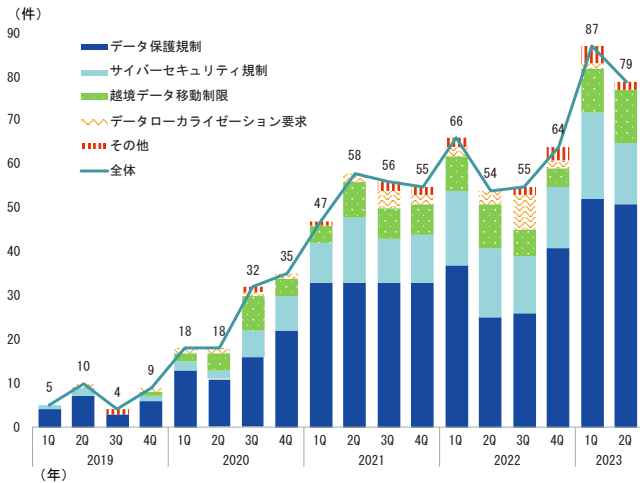
このうち、データの越境移転に関する規則では計72件、データ・ローカライゼーション要求としては計27件の規則が同期間それぞれ発効し、2023年6月末時点で継続中となっている。

2022年に導入された主な政策のうち、たとえば中国では、データ取扱者が中国国内での事業運営を通じて収集・生成した重要データや個人情報を域外に提供する際の安全評価手続きを定めた「データ域外移転安全評価弁法」が施行された (2022年9月1日)。国家インターネット情報弁公室は、同弁法と合わせ、2022年8月31日に「データ域外移転安全評価申告ガイドライン」を公表し、安全評価に係る申告書や自己評価報告書などの申告書類の雛形を公開している。中国のデータ域外移転に関する安全評価は、2017年施行の「サイバーセキュリティ法」において初めて明記された制度であり、同法第37条において、重要情報インフラ運営者が中国域外に重要データおよび個人情報を提供する場合、安全評価を行わなければならないと定められている。また2021年施行の「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」では、重要データおよび個人情報の域外移転に関する安全評価の詳細が明文化されている<sup>40</sup>。新たな弁法は、これらのデータ管理に関する3つの法令、いわゆる「データ3法」の下位規則に位置づけられる。

ベトナムにおいては、2022年10月1日、「サイバーセキュリティ法 (2019年1月施行)」の細則を定めた政令53

40 ジェトロ「中国におけるサイバーセキュリティ、データセキュリティおよび個人情報保護の法規制にかかわる対策マニュアル」(2021年11月) などに基づく

図表Ⅲ-28 データ管理関連規制の導入状況



【注】①データベースに収録されている措置のうち、2019～23年6月末の間に施行(in force)された主要措置の件数を4半期別に集計、②1件の措置が複数分類に跨る場合もある

【出所】Digital Policy Alert(Global Trade Alert)データから作成(2023年7月19日時点データに基づく)

号が発効した。同政令は、ベトナムでオンラインサービスを提供する国内外の事業者を対象に、国内保存義務の対象となるデータの範囲や、データ保存義務を課される事業者の要件などについて規定している。同法第26条では、ベトナムにおいてインターネットサービス等を提供し、ベトナムに所在するサービスユーザーによって創出されるデータ等の収集・利用等を行う国内外の企業は、政府の規定に従った期間中、これらのデータをベトナムに保存しなければならないと規定する。

サイバーセキュリティ法のほか、2023年7月1日に施行された「個人情報保護に関する政令13号」(第21条)では、ベトナム国外にベトナム国民の個人情報を移転する場合、その影響を評価の上、関係書類を作成し、処理開始日から60日以内に公安省担当部局に提出する義務を規定する。また移転完了後には、移転内容と担当組織・個人の連絡先の詳細を公安省担当部局に通知しなければならない。また、2021年11月に公表された「インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令2013年72号」の修正稿(第23条、第44条)では、ニュースサイトやソーシャルネットワークングサイト、データセンターサービスについて、ベトナムのサービス利用者のデータは、ベトナム国内に保存しなければならないと規定。また、ソーシャルネットワークングサイトおよびモバイルネットワーク上の情報コンテンツサービスの提供者に対し、ベトナム国内のサーバ設置要求を規定する(第25条、第28条)。

## ■ デジタル領域の有害な慣行に対抗

2023年5月に広島で開催されたG7首脳会議では、「デジタル領域における有害な慣行」として、①企業に対してデータのローカライゼーションを不当に要求する規制、②適切な保障や保護なしに政府がデータにアクセスすることを許可する規制、などへの懸念を表明。不当な影響力、スパイ行為、違法な知見の漏えいおよび妨害行為からグローバルなバリューチェーンとサプライチェーンを保護するため、デジタル領域における悪意ある慣行に対抗することを追求するための戦略的対話を深めていく方針が示された<sup>41</sup>。

そのデジタル領域におけるルール形成の枠組みとして、最も多くの国・地域が参加するのが、WTOの共同声明イニシアチブ(JSI)に基づく有志国での電子商取引に関わるルール形成の取り組みである。2021年1月以降、交渉参加各国の提案を盛り込んだ統合交渉テキストをベースに論点ごとに作業部会を分けて交渉を継続している。(本章2節(1)参照)。2023年1月、WTO電子商取引交渉の共同議長国である日本、豪州およびシンガポールは、2023年末までの交渉の実質的な妥結を目指す方針を示した共同議長国閣僚声明を発表。2022年12月末までに、同統合交渉テキストのうち10の条文(ペーパーレス貿易、電子契約、電子認証及び電子署名、要求されていない商業上のメッセージ、オンラインの消費者の保護、政府の公開されたデータ、開かれたインターネット・アクセス、透明性、サイバーセキュリティ、電子取引の枠組み)に関して意見の収れんを示す新たな統合交渉テキストが発出された(図表Ⅲ-29)。

統合交渉テキストのうちの残された論点のうち、具体的な交渉の進展については、①個人情報保護や暗号に係る条文について、新たな交渉合点が立ち上がり、議論が進展したこと、②前文や定義等の横断的論点についての議論を開始したこと、などを明らかにした。その他の主要論点のうち、越境データ流通やソースコードに係る条文については、高い水準かつ商業的に意味のある合意のために不可欠であり、交渉参加国は合意に向けて引き続き取り組む意欲が示された。また、電子的送信に対する関税不賦課の恒久化についての合意にも期待を示した。

電子的送信に対する関税不賦課に関しては、2022年6月に発出された共同議長声明でも、「交渉参加国は、ビジネスの安定性と予見可能性を促進するため、第12回WTO閣僚会合における関税不賦課モラトリアムの延長を強く支持する。アジア、アフリカ、欧州、ラテンアメリカ、

41 G7首脳会議(2023年5月20日)、「経済的強靱(きょうじん)性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」

北アメリカ、カリブ海の途上国を含む世界中の105の産業団体もモラトリアム延長の重要性を強調している。また、共同議長は、「電子商取引交渉における関税不賦課の恒久化が極めて重要と考える」とその意義を強調している。

WTOによれば、JSIに基づく電子商取引交渉に参加する88カ国・地域の貿易が世界貿易全体に占める割合は90%以上を占める。交渉参加国の増加に伴い、交渉のベースとなる統合交渉テキストのあらゆる項目に対し、各国から新たな提案や反対提案が押し寄せる状況が生じている<sup>42</sup>。そのため、①電子的な送信に対する関税、②国境を越える電子的手段での情報の移動（越境データフロー）、③コンピュータ関連設備の設置、④ソースコード、などを含む残された多くの論点については、交渉参加国の国内事情を反映した見解や立場の相違が継続しており、包括的合意には困難が予測される。

■シンガポールを核にデジタル分化型協定が増加

WTO全加盟国の半数以上が参加し、JSIに基づく電子商取引交渉においてデジタル関連ルール形成が模索される一方、主要国の間ではFTAやデジタル特化型の貿易協定を通じ、協定の締約国間でデジタル分野のルールを形成する動きが進展する。近年のFTAは、各国が相次いで導

入する各種の国内規制も念頭に、デジタル貿易に関する広範な規律を実現する。一定水準の規律を有するFTAの増加が、主要国のデジタル関連のルールの調和をもたらし、ビジネスの予見可能性の向上に寄与する可能性もある。

世界の貿易協定に含まれる電子商取引・データに関する条項を取りまとめた、スイスのルツェルン大学が公表する「Trade Agreement Provisions on Electronic Commerce and Data」(TAPED) データベース（2022年11月30日更新バージョン）によれば、同データベースが分析対象とする2000年以降の世界のFTAなど384件の貿易協定のうち、電子商取引やデジタル貿易に関する条項を含む協定は167件と4割強を占め、そのうち電子商取引ないしデジタル貿易に関する独立した章(Chapter)を有する協定は109件を数える。一方、2015年以降に発効した協定を対象を絞ると、全82件のうちの8割を上回る67件の協定が電子商取引ないしデジタル貿易に関する条項を含み、7割近くの55件が、独立した章を有する。

デジタル経済社会の急速な発展に対応し、締約国間で迅速な合意形成とルール整備を目的に、デジタル貿易に関連するルールのみ内容を限定した分化型の協定も相次いで発効している。

図表Ⅲ-29 電子商取引の統合交渉テキストの主な項目および具体的な論点

項目	具体的な論点
1. 電子商取引の有効性	
電子取引の円滑化	電子取引の枠組み、電子署名および電子認証、電子契約、電子インボイス、電子支払いサービス
デジタル貿易円滑化とロジスティクス	ペーパーレス貿易、デミニマス、税関手続き、貿易政策の改善、データ交換の一元化およびシステムの相互接続性、ロジスティクスサービス、貿易円滑化の推進
2. 開放性	
無差別原則と責任	デジタルプロダクトに対する差別の禁止、インタラクティブ・コンピュータ・サービス（責任制限条項）、インタラクティブ・コンピュータ・サービス（侵害行為）
情報の流通	国境を越える電子的手段での情報の移動（越境データフロー）、コンピュータ関連設備の設置、金融情報／対象となる金融サービス事業者のコンピュータ関連設備の設置
電子的送信に対する関税	
インターネットとデータへのアクセス	政府の開かれたデータ、開かれたインターネット・アクセス、（電子商取引・デジタル貿易に係る）インターネットへのアクセスと利用に関する原則、インタラクティブ・コンピュータ・サービスへのアクセスと利用、競争
3. 信頼性	
消費者保護	オンライン上の消費者の保護、要求されていない商業上のメッセージ
プライバシー	個人情報、個人データの保護
ビジネスの信頼	ソースコード、暗号技術を使用するICT製品
4. 横断事項	
透明性、国内規制と協力	透明性、貿易関連情報への電子的入手可能性、国内規制、協力、協力メカニズム
サイバーセキュリティ	
能力開発	能力開発（キャパシティビルディング）および技術支援の手段
5. 電気通信	
電気通信サービスに関するWTO参照文書の改訂	範囲、定義、競争的セーフガード、ユニバーサルサービス、ライセンスと認可、電気通信規制当局、希少資源の配分と使用、重要設備
ネットワーク機器および製品	電子商取引に関連するネットワーク機器及び製品
6. 市場アクセス	サービス市場アクセス；電子商取引関係者の一時入国・一時滞在；物品市場アクセス

〔注〕 下線（太字）は、WTO電子商取引共同声明イニシアチブ共同議長声明（2023年1月20日）において、交渉を通じて2022年12月までに意見の収れんに達したと発表された論点。

〔出所〕 WTO電子商取引共同声明イニシアチブ共同議長声明Annex-A（2023年1月20日）、Geneva Trade Platform (WTO Plurilaterals) などをもとに作成

42 WTO, Joint Initiatives - E Commerce (INF/ECOM), WTO documents (2023年5月時点) などに基づく

このうち、2021年1月に発効したシンガポール、ニュージーランド、チリ（チリについては同年11月発効）の3カ国によるデジタル経済パートナーシップ協定（DEPA）については、2021年10月に韓国が、11月には中国が、2022年5月にはカナダが加入申請を行い、いずれも新規加入交渉にあたる加入作業部会での議論が進行している（2023年5月現在）。

加えて、DEPAを皮切りに、シンガポールを核としたデジタル経済協定（DEA:Digital Economic Agreement）やデジタルパートナーシップ協定（DPA:Digital Partnership Agreement）締結の動きが加速している。シンガポールは2020年12月に豪州とのDEAを発効させたほか、2021年12月に韓国とのDPA、2022年2月には英国とのDEAに署名。さらには2023年2月にEUとの間で、EUシンガポール・デジタルパートナーシップ（EUSDP）に署名した。EUSDPの実質合意に際し、両国・地域政府は、合意した一連のデジタル貿易に関する原則が「世界との間のデジタル貿易を促進するための共通の枠組みを提供する」としたうえで、これらの取り組みが「世界的なルール導入を目指して進行中のWTOの電子商取引交渉を補完し、支援すると確信している」と強調した<sup>43</sup>。

## ■日EU・EPAにデータ・フリーフローに関する条項を追加するための交渉を開始

日本の発効済みメガFTAであるCPTPP、日EU・EPA、RCEP協定における電子商取引関連条項は、それぞれ締約相手国の国内事情や重点分野を反映し、自由化に関連するルールの範囲や同ルールの実効性に関わる例外規定、紛争解決手続きの適用などの扱いが異なる。

たとえばCPTPPが規定する「TPP 3原則」のうち、デジタル貿易の自由化を目的とするデータ・フリーフロー、データ・ローカライゼーション要求の禁止に関する条項は、日EU・EPAではカバーされていない。一方、ソースコード開示要求の禁止を約束する条項（第8.73条）は含まれる。越境データ流通の自由化促進よりも、ビジネスの信頼性の担保を重視するEUのスタンスを示している。ただし、データ・フリーフローに関しては、「3年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価する」との規定（第8.81条）に従い、2022年10月より見直し交渉が開始されている<sup>44</sup>。

中国を締約国に含むRCEP協定では、TPP 3原則のうちデータ・フリーフローおよびデータ・ローカライゼーションの禁止に関する条項が盛り込まれた。いずれの条項にも、例外規定として、締約国が「公共政策の正当な目的を達成するために必要と認める措置」や「安全保障上の重大な利益保護に必要な措置」については適用対象外とする前提が明記された。

なお、公共政策の正当な目的や安全保障上の重大な利益保護のための例外規定は、CPTPPにおいても規定されている。また、デジタル分野に特化した高水準の自由化を目指す日米デジタル貿易協定やDEPAにおいても、データ・フリーフローやデータ・ローカライゼーションの禁止に関する条項に、同様の目的での例外措置を明記している。

RCEP協定がこれらの協定と異なる点は、①締約国は、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認すること、②締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置について、他の締約国は当該措置について争ってはならないこと、が明記されている点である（第12.14条、第12.15条）。つまり、例外措置の適用の是非について、適用国の裁量に委ねる旨が明記され、他の締約国が争う余地がない設計となっている。また、RCEP協定では、電子商取引章（第12章）全体を、第19章で規定される「紛争解決」の適用対象外と位置付けている（第12.17条）。他方、RCEP協定では、デジタル・プロダクトの待遇やソースコードの開示要求の禁止、金融サービス等におけるデータ・フリーフローや、データ・ローカライゼーションの禁止等に関して、締約国が対話を継続し、協定発効後の一般的な見直しにおいては同対話の結果を考慮すること（第12.16条）が規定された。さらには、電子商取引章に対する紛争解決（第19章）手続きの適用についても締約国が見直しを行う義務を規定し、見直し完了後は、合意した締約国の間で紛争解決の適用を行うことが明記されている（第12.17条）。発効後の見直し協議により継続的に自由化水準や実効性を高める余地が残されていることは特筆すべき点といえる。

## ■RCEP、ASEANにおける協議の進展に注目

今後は、日EU・EPAで2022年10月より開始された、「データの自由な流通に関する規定」を追加するための見直し交渉の進展に加え、RCEPにおける将来的な紛争解決手続きの適用など、実効性を高めるための見直し協議の着実な進展が期待される。日本はシンガポール、豪州とともにJSIイニシアチブの共同議長国である。加えてEU、日米、CPTPP、RCEPなどのメガFTAを通じ、ルール形成の力

43 European Commission (2022年12月)、Joint statement by President von der Leyen and Prime Minister Lee on the EU-Singapore Digital Partnership

44 外務省 (2022年10月7日付報道発表)、日EU・EPAに「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する交渉の開始

ギを握るあらゆる主要国・地域と既存の連携枠組みを有する。さらには、米国主導により2022年5月に立ち上がったインド太平洋経済枠組み（IPEF）にもASEAN 7カ国、韓国などの主要国とともに参加する。IPEFの「貿易」の柱では、デジタル経済に関し、①信頼と安全に基づく越境データフロー、②デジタル経済の包摂的で持続可能な成長、③新興技術の責任ある開発と利用、を交渉目標に掲げる。日本政府には、それぞれの枠組みでの自由化水準や規律の共通化を目指し、主要国間の調整機能と議論のリード役を担うことが期待される。

また、RCEPやIPEFの枠組みにおける協議の進展に向けては、ASEANにおけるデジタル関連のルール形成と加盟国間でのルールの調和の進展が、大きなカギを握ると考えられる。2021年10月には、第20回ASEAN共同体（AEC）カOUNシルにおいて、ASEANのデジタルトランスフォーメーション実現を目指す「バンドル・スリ・ブガワン・ロードマップ」（BSBR）が正式採択され、2025年までにASEANデジタル経済枠組み協定（DEFA）の交渉を開始することが合意された。DEFAの交渉に向け、ASEANデジタル大臣会合の下に属する高級実務者会議にあたるASEAN Digital Senior Officials' Meeting（ADG-SOM）や、ADG-SOMに属するデータガバナンス・ワーキンググループ（WG）での協議が始動している。ASEAN域内での高い自由化水準とルール調和は、ASEAN+5カ国の枠組みであるRCEP、IPEFを含むアジア大洋州地域でのルール形成へのステップとして期待される。

### （3）新たな枠組み形成の試み

新型コロナのパンデミックを受けたサプライチェーンの混乱、ロシアによるウクライナ侵攻、米中関係の緊張の高まりなどに世界経済が大きな影響を受ける中、これまで通商政策と結び付けて議論されることが少なかったさまざまな政策領域で、価値観を共有し、同志国間の結束を固めるとともに、その結束を通商やサプライチェーンに連動させる試みが米国主導で進展する。

#### ■ グローバル・サウスとの関係性の強化を強く打ち出したG7広島サミット

G7広島サミットは、2023年5月19日から21日に、日本が議長国として広島で開催された。サミットの2つの視

図表Ⅲ-30 グローバル・インフラ投資パートナーシップの象徴的な案件の例

分野	投資先	主な投資国	内容
気候変動・エネルギー	ナミビア	EU	グリーン水素製造、交通・湾港整備
	エジプト	日本	風力発電所建設
	アルゼンチン	カナダ	再生可能エネルギー企業支援
	インド	英国・日本・EU	スタートアップ企業への投資
サプライチェーン強化、連結性強化	コンゴ（民） アンゴラ	米国	鉄道
	フィリピン インド バングラデシュ	日本	地下鉄、高速道路、道路、湾港整備
	インドネシア	ドイツ	公共交通機関の改善
	エジプト	フランス・EU	航空管制施設と通信システムの最新化
	チュニジア	イタリア・EU	海底ケーブル建設
その他	アフリカ	EU	ワクチンの製造能力、医療アクセス改善
	世界	日本	気候変動、食料安全保障、金融包摂分野別融資枠設立

【出所】グローバル・インフラ投資パートナーシップファクトシートおよび日本政府公表資料「グローバル・インフラ投資パートナーシップに関するファクトシート（概要）」より作成

点として、法の支配に基づく国際秩序の堅持とグローバル・サウスへの関与の強化が挙げられていた。グローバル・サウスとの関係性については、G7が地球規模課題への対応を主導し、貢献と協力への呼びかけを通じ、関与を強化するとしており、G7加盟国以外の国・地域とG7との関わりを強化していきたい方向性だ。具体的には、経済的強靱性及び経済安全保障と食料安全保障の分野が挙げられる。例えば、経済的強靱性の分野では、2022年のエルマウ・サミットで発足した「グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）」がある。今回のサミットでは、代表的な案件をまとめたファクトシートが公表され、これまでに実現してきた気候変動・エネルギー、デジタルインフラ、交通網などへの公的および民間投資を確認（図表Ⅲ-30）。2027年までに最大6,000億ドルを投資するという目標の実現について再確認した。経済安全保障では、「経済的強靱性および経済安全保障に関するG7首脳声明」の中で、同課題へのG7の取り組みとして、（サプライチェーンの）多様化やパートナーシップの深化、デリスキング（リスク軽減）に基づくアプローチにおいて協調することがと盛り込まれた（本章第1節（1））。ここでも、G7以外のパートナーとの協力を更に促進していくことが記載されている。

食料安全保障についても、エルマウ・サミットで発表された世界の食料安全保障に対する140億ドルという共同コミットメントを上回る支援を既に行ったことを強調し、アフリカと中東を中心に食料危機の影響を受ける国・地域への支援継続を約束し、グローバル・サウスとの関係性の強化をアピールした。

#### ■ 民主主義サミットで民主主義国の結束と強化を図る

2023年3月、米国主導の下、米国、コスタリカ、オラ



図表Ⅲ-31 米国を含む最近の交渉枠組みの対象分野

	IPEF (柱2のみ 合意済)	APEP (交渉開始前)	米台 (一部合意済)
貿易円滑化	柱1貿易	地域競争力	2章合意済 標準化章 交渉中
良き規制慣行 サービス国内規制	柱1貿易	地域競争力	3章合意済 4章合意済 非市場政策と慣 行章を交渉中
デジタル貿易	柱1貿易	包摂的で持続 可能な投資	交渉中
労働	柱1貿易	強靱性 繁栄の共有	交渉中
環境	柱1貿易	強靱性	交渉中
競争政策	柱1貿易	地域競争力	国有企業章を交 渉中
サプライチェーン	合意済 柱2 サプライ チェーン	強靱性	独立した章はな い予定
エネルギー・脱炭素	柱3 クリーン 経済	包摂的で持続 可能な投資	環境章を 交渉中
税・腐敗防止	柱4 公正な経済	繁栄の共有	5章合意済
中小企業	独立した章は ない予定	強靱性	6章合意済

【注】主な注目される分野について、APEPは、ホワイトハウスの公表している4つの分野の概要を参考に整理。米台イニシアチブは、USTR公表の条文および概要を基に整理した。

【出所】USTR、米国商務省、ホワイトハウス公表資料から作成

## ■米国はTPPに代わる枠組み作りを目指すか

米国のTPP離脱から5年が経ち、米国は、関税削減を盛り込んだFTAの仕組みに捉われない新たな枠組み作りを模索している。ここでは、米国を含む最近の交渉枠組みについて取り上げる(図表Ⅲ-31)。インド太平洋経済枠組み(IPEF)、経済繁栄のための米州パートナーシップ(APEP)ではこのように共通する項目が多くあり、伝統的な通商の項目以外にも、米国が注目する分野が見て取れる。IPEFは台湾を含まずに開始しているが、「21世紀の貿易に関する米国・台湾イニシアチブ(以下、米台イニシアチブ)」も、IPEF、APEPと交渉項目が類似していることがわかる。

インド太平洋地域のメンバー間で幅広い分野での連携を強化し、自由で開かれ、繁栄したインド太平洋の実現を目指して、米国はIPEFを21世紀における重要な多国間パートナーシップと打ち出した。IPEFは2022年5月に東京で立ち上げが宣言され、その後継続して、交渉会合が行われている(図表Ⅲ-32)。

2023年5月、米国デトロイトでIPEF第2回閣僚級会合が開催された。IPEFには、柱1(貿易)、柱2(サプライチェーン)、柱3(クリーン経済)、柱4(公正な経済)の4つの柱があるが、他の柱に先立ち、本閣僚会合で、柱

ンダ、韓国およびザンビアの共催で、第2回民主主義のためのサミットが開催された。日本からは、岸田首相がオンライン形式にて開催された首脳プレナリー・セッションに参加。民主主義を強化するための米国のバイデン大統領が初の試みとして2021年に民主主義サミットを開催して以来、本件は2回目の開催。120カ国・地域が招待された。共同声明に署名したのは、73カ国・地域であった。

共同声明には、人権尊重、公正な選挙、軍の文民統制、表現の自由、腐敗防止、平和的集会と結社の自由、女性の権利、労働における権利の尊重、デジタル技術の民主的利用、偽情報への対応、国連ビジネスと人権に関する指導原則へのコミットメントの強化などが盛り込まれた。本サミットでは、2021年12月に立ち上げられた「輸出管理と人権イニシアチブ(ECHRI)」に関する行動規範を米国が有志国とともに策定したことが公表された(本章第1節(2))。

第1回民主主義サミットでも米国は、諸外国・地域へ資金援助を打ち出していたが、第2回民主主義サミットでは、民主主義を強化するために米国が向こう2年間で6億9,000万ドルを拠出することや、第3回民主主義サミットは韓国が主催することが明らかにされた。

図表Ⅲ-32 IPEFにおけるこれまでの交渉の流れ

2021年10月	バイデン米国大統領が東アジアサミットでIPEFの構想を提唱
2022年3月~4月	米国商務省と米国通商代表部がIPEFに関するパブリックコメントを実施
2022年5月	東京での首脳級会合でIPEFの立ち上げを宣言
2022年9月	第1回閣僚級会合(米国・ロサンゼルス)
2022年12月	第1回交渉会合(オーストラリア・ブリスベン)
2023年2月	柱2・3・4特別交渉会合(インド・ニューデリー)
2023年3月	第2回交渉会合(インドネシア・バリ)
2023年5月	第3回交渉会合(シンガポール)/第2回閣僚級会合(米国・デトロイト)
2023年6月	オンライン閣僚級会合

【出所】米国商務省資料より作成

2の「サプライチェーン協定」の実質妥結が発表された。IPEF参加国は、米国、日本、オーストラリア、NZ、韓国、ASEAN7カ国(インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイ)、インド、フィジーの14カ国(図表Ⅲ-33)。インドは、柱1に不参加の予定。今回公表されたサプライチェーン協定では、重要分野のモニタリングやIPEFパートナー間でのサプライチェーン強化のためのキャパシティ・ビルディングなどが盛り込まれ、さらに、IPEFにおいて以下の3つのサプライチェーンに関する組織を設立し、運用していくことが示されている。IPEFサプライチェーン協議会(IPEFパートナーのサプライチェーン強靱性を高めるために、重要分野について、分野別のアクション・プランを共同で策定する仕組みを構築)、IPEFサプライチェー

ン危機対応ネットワーク（IPEFパートナーがサプライチェーンの途絶時に支援を求め、協力できるネットワーク作り）、IPEF労働権諮問委員会（政府、労働者、使用者からなる諮問委員会でIPEFサプライチェーンにおける労働者の権利の促進）である。その他の柱についても、交渉の進捗が公表され、クリーン経済では、日本とシンガポールがリードする形で、IPEF域内における脱炭素経済を促進するため、水素に関して新たな投資、産業化、雇用の創出を目的とした「水素イニシアチブ」の立ち上げについても合意した。IPEFは伝統的な貿易協定の手法である関税削減を盛り込まない方針とされてきたことから、米国国内では、参加国の実利に欠けるのではないかと指摘もあった。2023年6月末に開催されたオンライン閣僚級会合では、米国国際開発金融公社（DFC）の3億ドルの融資を活用した米国インフラ投資運用会社アイスクエアドキャピタルのIPEF締結国を含む新興国のインフラプロジェクトへの総額最大12億ドルの資金動員を米国商務省が発表。投資対象は、インフラ脱炭素化のための再生可能エネルギーやデジタルインフラである。バイデン政権は、2023年中に一定の成果を目指すとしており、これまでに発表されたような具体的な協力案や非関税障壁の撤廃、新たなルールが他の分野でも提示されていくとみられる。

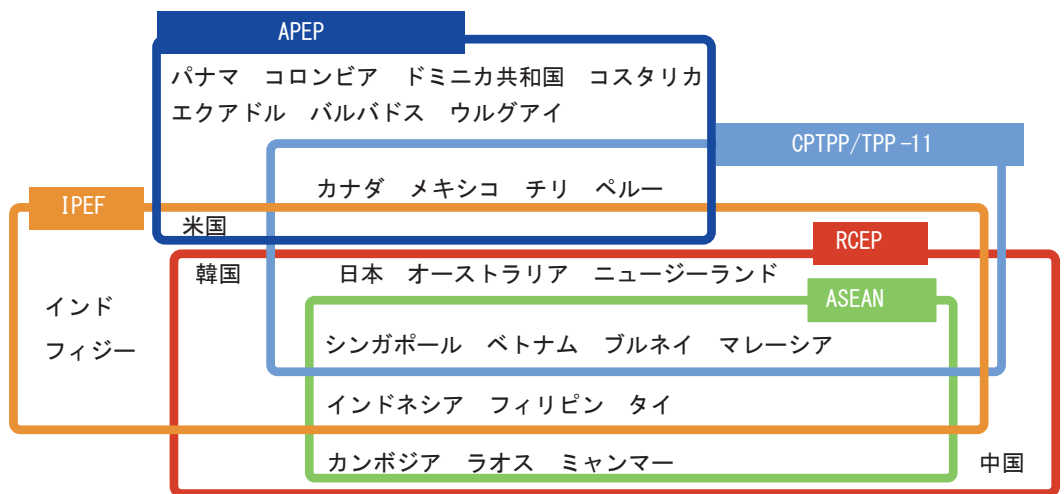
米国が目をつけているのは、アジア太平洋地域だけではない。米国は、2023年1月、APEPに参加表明した米州地域の11カ国の貿易相らを招いたバーチャル形式の閣僚会議を主催し、APEPの正式な発足を宣言した。APEPの参加国は、米国とバルバドス、カナダ、チリ、コロンビア、

サービス分野での公平と安全)、包摂的で持続可能な投資(地域での投資の活性化)。また、米国は既に、参加国のうち9カ国と貿易協定を締結しているため、既存の貿易協定を活用した経済関係の強化についても触れられている<sup>45</sup>。APEPは、IPEFの立ち上げが東京で宣言された1カ月後の2022年6月にバイデン大統領が米州首脳会議で提唱した。米国は、2017年にTPPを離脱したが、APEPには、CPTPP加盟国であるカナダ、メキシコ、チリ、ペルーが入っており、APEPとIPEFの発足により、米国はCPTPP加盟国11カ国すべてと新たな経済的な枠組みで繋がることとなる。APEPについても、2023年中の進捗を目指すとしている。

■米台イニシアチブが一部合意

また、USTRは2023年5月、米台イニシアチブの第1段階の合意を発表した。合意が発表されたのは、税関手続きおよび貿易円滑化、良き規制慣行、サービスの国内規制、反腐败、中小企業の5分野となる。税関手続きおよび貿易円滑化では、主に手続きのデジタル化が定められた。USTRの発表によれば、通関に関連する書類は電子的に提出できるようになり、税関は関税、税金、手数料の電子上の支払いに応じられるようになる。また手続きの迅速化により、船舶やトラックの待機時間が減るため、温室効果ガスの排出量削減に寄与するほか、生鮮品の腐敗などを減らすことができるとしている。腐敗防止では、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）での腐敗防止枠組みに基づき、マネーロンダリングや内部告発者に対する保護強化などが取り上げられている。デジタル貿易や農

図表Ⅲ-33 IPEF、APEP参加表明国とその他既存枠組み



【出所】各国政府公表資料から作成

共和国、エクアドル、メキシコ、パナマ、ペルー、ウルグアイ。APEPは米国が主導する米州大陸での経済的パートナーシップで、ホワイトハウスが公表したファクトシートによると、焦点を当てる分野として4つの分野を挙げている。具体的には、地域的競争力（税関手続、貿易円滑化、物流、良き規制慣行、非関税障壁）、強靱性（サプライチェーンの持続可能性と強靱性、環境と労働者の保護）、繁栄の共有（労働、公的

45 ジェトロ「ビジネス短信」「経済繁栄のための米州パートナーシップが12カ国で正式発足」（2023年1月30日）

業、環境と気候問題など、合意に至っていない7つの議題については、次回協議を2023年内に設定することを目標としている。キャサリン・タイ USTR 代表は「この成果は、米台経済関係の強化に向けた重要な一歩だ」と述べている。台湾行政院は今回の合意について「台米間で1979年以降に締結された中で最も完全なかたちの貿易協定であり、台湾の貿易制度が国際的に高い基準を満たしているというメルクマールだ。また、ビルディングブロック方式により台米FTA締結を完成させるための重要な一歩だ」との見方を示した<sup>46</sup>。2023年3月にホンジュラスが台湾と断交し、6月に台湾・ホンジュラス・エルサルバドル自由貿易協定からの離脱を表明。台湾と外交関係を持つ国は、1978年の米国との断交以降最も少ない13カ国となる中、台湾と米国の今後の関係が注目される。

---

46 ジェトロ「ビジネス短信」「米 USTR、米台貿易イニシアチブの第1段階合意を発表」（2023年5月22日）